

住 所 橿原市五井町187番地の2
氏 名 (株)NANBU
代表取締役 岩本 和代 様

複製禁止

一 般 廃 棄 物 処 理 業 に 関 す る 許 可 証

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり一般廃棄物収集運搬業の許可をしたことを証する。

記

- 1 許可の有効期間 2018年4月1日から
2020年3月31日まで
- 2 事業の範囲
 - (1) 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物
(し尿、浄化槽汚泥及び特別管理一般廃棄物を除く。)
 - (2) 処 理 区 分 収集及び運搬
- 3 区 域 大和高田市内
- 4 許 可 の 条 件
 - (1) 大和高田市クリーンセンターへの月間搬入限度量 8.902トン
(年間搬入限度量 106.824トン)
 - (2) 許可車両 奈良830ち・・29 奈良830ぬ・・70 奈良830つ・・87
 - (3) その他 裏面のとおりに

複写厳禁

2018年4月1日

大和高田市長 吉田 誠 克



複製禁止

その他の許可の条件

1. 大和高田市クリーンセンターへの搬入量については、月間及び年間搬入限度量を超えないこと。
2. 大和高田市外において収集した一般廃棄物を大和高田市の処理施設に搬入しないこと。
3. 自己の名義をもって他人にその営業をさせないこと。
4. 車検や修理などにより許可車両以外によって搬入する場合は、事前に承認を受けること。
5. 一般廃棄物の収集又は運搬の際には、当該廃棄物が飛散し、又は流出しないようにすること。
6. 一般廃棄物の収集又は運搬に伴う悪臭、汚水、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
7. 産業廃棄物、処理困難物および医療系廃棄物は搬入しないこと。
8. 許可申請書及び添付書類に記載した事項に相違した業を行わないこと。
9. 運搬車の両側面及びコンテナには、業者名を表示すること。
10. 許可車両には、市の一般廃棄物収集運搬業の許可ステッカーを明示すること。
11. 作業に従事する者は、従業員証を常に携帯させること。
12. 資源物の有効利用と分別について、事業者の協力を得て、適正に分別し運搬すること。
13. 許可申請書及びその添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例及び同条例施行規則の規定に基づき変更承認申請書又は変更届を提出すること。
14. 業務の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、関係省令並びに大和高田市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例及び条例施行規則等を遵守すること。
15. 許可の条件に違反した場合は、許可の有効期間に関わらず許可を取消し、又は期間を定めてその全部若しくは一部の停止を命じることがある。

複写厳禁